## 6. 利益相反防止規程

#### 第1章 総則

# 第1条(目的)

本規程は、任意団体 能登復興建築人会議(以下「当団体」という)の運営において、公平性と透明性を確保するため、利益相反行為の防止に関する基本方針を定めることを目的とする。

#### 第2条(適用範囲)

本規程は、当団体の役員および会員に適用する。

#### 第2章 利益相反行為の防止

第3条(利益相反行為の定義)

利益相反行為とは、役員または会員がその立場を利用して、自身またはその関連者(親族、 所属団体など)に特別な利益を与える行為を指す。

## 第4条(利益相反行為の禁止)

- 1.役員および会員は、自身またはその関連者が利益を得ることを目的とする以下の行為を禁止する:
- (1) 当団体の資産や資金を利用した個人的な利益の取得。
- (2) 当団体が締結する契約への関与により、自身または関連者に特別な利益を与える行為。
- (3) 他の役員または会員に不当な優遇措置を講じる行為。
- 2.特別の利害関係を有する場合、該当する議題の審議および決議には参加できない。

#### 第3章 利益相反の管理

第5条(自己申告義務)

- 1.役員および会員は、毎年1回「利益相反申告書」を提出し、自身または関連者が当団体との取引や意思決定において利益相反の可能性がある事項を申告する。
- 2.新たな利益相反の可能性が発生した場合、速やかに事務局長に報告しなければならない。

#### 第6条(利益相反の審査)

- 1.申告された利益相反事項については、役員会が審査を行う。
- 2.必要に応じて、専門家の意見を求め、適切な対応を決定する。

## 第4章 監督および措置

第7条(監督責任)

役員会は、利益相反防止措置の実施状況を監督する責任を負う。

### 第8条(違反時の対応)

- 1.利益相反行為が判明した場合、役員会は以下の措置を講じる:
- (1) 関係者への警告または指導。
- (2) 必要に応じた役職の解任または資格停止。
- 2.違反の内容が重大である場合は、関係法令に基づき必要な措置を取る。

# 第5章 規程の改廃

第9条(改廃手続)

本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。